

第56号議案

八王子市ふるさと納税八王子応援基金条例の一部を改正する
条例設定について

八王子市ふるさと納税八王子応援基金条例の一部を改正する条例を次のとおり
設定するものとする。

令和4年2月22日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市ふるさと納税八王子応援基金条例の一部を改正する条例
八王子市ふるさと納税八王子応援基金条例（平成28年八王子市条例第24号）
の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 ふるさと納税による寄附金及び企業版ふるさと納税による寄附金（地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に規定する寄附として受けた寄附金をいう。）を活用して次に掲げる施策を実施し、魅力あるまちづくりを推進するため、八王子市ふるさと納税八王子応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく計画の達成に資する施策</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が魅力あるまちづくりを推進するものと認める施策</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、第1条各号に掲げる施策を実施するための事業に必要な財源に充てる場合には、その全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 ふるさと納税による寄附金を活用し、魅力あるまちづくりを推進するため、八王子市ふるさと納税八王子応援基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、市長が別に定める魅力あるまちづくりのための事業に必要な財源に充てる場合には、その全部又は一部を処分することができる。</p>

2 (略)

2 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。